

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【③転入・転出に関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★★	Q③-1	4月にうるま市に引っ越し予定ですが、保育所の申し込みはいつから可能ですか？
	A③-1	毎年10月に行われる一斉申し込み日以降から、転入予定として申し込みます。(受付停止期間を除く)引越予定地がわかる書類と転入手続に関する同意書をホームページからダウンロードし提出してください。(3月14日までに住民票をうつせない場合には、無効になります)
★★★	Q③-2	急遽、うるま市に引っ越すことになりました。一斉申し込み期間が過ぎていますが、新年度の申し込みすることはできますか。
	A③-2	受付停止期間を除いて申し込み可能ですが、2次選考以降の取り扱いになります。
★★★	Q③-3	うるま市外へ転出することになったのですが、どのような手続が必要ですか？
	A③-3	退所(園)届の記入がありますので、印鑑及び身分確認ができるものを持参の上、窓口にお越しください。。
★★★★	Q③-4	うるま市外へ転出後も引き続き現在の保育所に通えますか？
	A③-4	転出先の市町村を通して申込をすることになりますが、うるま市に住所がある方が優先となり、継続入所は難しい状況です。
★★★★★	Q③-5	3月にうるま市外へ引っ越し予定ですが、3月末までうるま市の認可園に通うことができますか？
	A③-5	住所異動日が3月2日以降であれば、3月末まで通うことができます。
★★★★	Q③-6	転入予定で保育所入所が内定したのですが、いつまでに住所をうるま市に異動すればよろしいでしょうか？
	A③-6	3月14日までに転入手続をして下さい。